



木更津市学校給食費管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

木更津市長

木更津市規則第 号

木更津市学校給食費管理規則の一部を改正する規則

木更津市学校給食費管理規則（平成 21 年木更津市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、保護者が次に掲げるいずれにも該当するときは、当該保護者の毎年の申請（別記第 3 号様式）に基づき、対象児童及び生徒の給食費を徴収しないものとする。
- (1) 学校給食費を負担する保護者が子を 3 人以上扶養している場合であって、その扶養している者のうち、第 3 子以降の者（学校給食費を負担する保護者が扶養している子のうち、最年長者及び二番目の年長者である者を除いた者をいう。以下この条において同じ。）に本市が設置している学校で学校給食を受けさせていること。
- (2) 第 3 子以降の子及びその保護者が市内に住所を有すること。
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助又は木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱（平成 25 年教育委員会告示第 2 号）に基づく就学援助費の支給を受けていないこと。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

●規則の改正理由

令和5年1月から本市において、学校給食費の第3子以降無償化を補助金交付要綱の制定により、補助形式で実施しているところだが、令和5年度以降も継続して実施していくことを勘案し、規則の改正による無償化の実施を検討するものである。

本市は、規則により、学校給食費を徴収することと定めていることから、第3子以降の対象者からは徴取しない規定を制定し、無償化とするもの。

●その内容

制定の根拠は、千葉県が県下全域の自治体に対し、第3子以降の学校給食費の無償化を実施している自治体に対して、2分の1の補助金を支援してくれること。そのため、県の補助が実施されている間は、自治体負担が軽減され無償化が実現できること。

政策的判断としては、令和4年12月の政策調整会議、総合政策会議にて生産年齢人口確保の施策として、第3子以降の学校給食費無償化が決定されている。